

土浦市歴史的風致形成建造物 指定台帳

指定番号	第3号	名称	旧大徳呉服店
指定年月日	令和6年12月25日	所在地	土浦市中央一丁目3-16
所有者氏名	土浦市長	所有者住所	土浦市大和町9-1
建築年代	江戸時代 (天保13年(1842))	規模・構造	土浦市中央一丁目3-16
特徴等	江戸時代後期の天保13年(1842)に建てられた商家で、瓦葺の切妻屋根、土蔵造。亀城公園(土浦城址)の南東約150mにあり、旧水戸街道に面している。 江戸時代は呉服店を営んでいたが、現在は土浦市観光協会の観光案内施設として活用されており、国の登録有形文化財に登録されている。また、市景観重要建造物の第1号に指定されている。		
指定理由	土浦市歴史的風致維持向上計画で「【城下威風】城下町の祭礼等に見る歴史的風致」に位置づけられており、八坂神社祇園祭の神輿渡御のルート上に位置することなどから、歴史的風致の維持及び向上を図るために重要な建造物となっているため。		
備考	国登録有形文化財、市景観重要建造物		

■写真



■ 位置図

